平成２８年（フ）第９８号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目６番11―106号　島アパート
債務者　吉原　敏春
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３１２０号
東京都足立区六町３―13―８　大谷ハイツ201号、住民票上の住所東京都江戸川区上篠崎４丁目30―５―101
債務者　渡邊　達也
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４３２号
東京都大田区上池台４丁目22―18―209
債務者　疊指　悦子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５３７７号
東京都世田谷区池尻２丁目30―８
債務者　植草　文博
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４４９号
東京都北区浮間３丁目29―10―501
債務者　山口亜里紗
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午後４時　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４０号
東京都町田市南町田２丁目15番14号ジャストラックＳ３番館502
債務者　諸星　雄三
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７６号
静岡県浜松市中区龍禅寺町343番地　Ｏｐｕｓ４　５階　505号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区龍禅寺町351番地
債務者　鈴木　玉子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７７３号
横浜市旭区本村町３番地１　モナーク二俣川リバーサイド105
債務者　中川　利生
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時15分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７９号
横浜市西区戸部町１丁目２番地　ビバルディヒル405号
債務者　渡辺　秀之
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５７９号
神奈川県鎌倉市津518番地１　ＳＥＡＢＩＲＤ202
債務者　大場　祐子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０９号
横浜市港北区箕輪町２丁目19番１―711号
債務者　池田　一貴
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５４号
神奈川県大和市深見3550番地１　レ・グラベーネⅡ102
債務者　吉岡　大介
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７７０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目３番20号　ジュネパレス茅ヶ崎第６―201号室
債務者　西本　千春
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２４号
神奈川県大和市福田1790番地３　メゾンレジオンドヌール301号
債務者　村山　伸子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４０号
横浜市南区高根町１丁目４番地47
債務者　石川　隆太
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部